

女性活躍推進企業PR動画制作業務委託 仕様書

1 業務の目的

本市では、市内企業等における女性の活躍推進及び男女共同参画の普及を図ることを目的に、仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む市内企業等を認証・公表している。

ついては、認証に対する特典として、自社PR等に活用していただくための動画を制作する。

同時に、本市独自の就労支援コンテンツとして求職者や学生に対し市内の企業・求人情報等を発信している「フラ・ジョブIWAKI」及び、市公式HPのYoutubeコーナーである「i-Tube」に当該動画を掲載することで、いわきに住む若者やUIJターン希望者などの求職者の企業（業界）研究の一助とするものである。

2 委託業務の名称

女性活躍推進企業PR動画制作業務委託

3 動画制作のコンセプト

制作するPR動画については、女性活躍推進企業の魅力を引き出す内容とする。

そのため、撮影前に、企業との打合せを行い、動画の用途を確認した上で、受託者が企業の魅力を十分に理解し、シナリオ作成、動画撮影及び編集を行う。

なお、動画の用途は、各企業の希望に沿って設定するものとする。

【動画の用途の一例】

- 企業のホームページ、SNS等に掲載する自社のPR動画
- 採用活動に利用する自社のPR動画
- 女性活躍推進企業の認証を取得したことをPRする動画
- 市主催の合同企業説明会で使用する1分PR動画

4 業務の委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

5 基本仕様

(1) 仕様書の適用

本仕様書は、本業務に適用する。

本仕様書に定めのない事項は、市と協議のうえ決定することとする。

(2) 委託業務の内容及び範囲

本業務の内容は、本仕様書による。

(3) 疑義

本仕様書の仕様記載事項に疑義が生じたときは、市と協議することとする。

(4) 資料の貸与

市が所有する、本業務の遂行上必要な資料は、受託者にこれを貸与する。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料のリストを作成のうえ、これを市に提出し、貸与を受けた資料を業務の完了とともに返納するものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(6) 指示目的以外の使用および第三者への提供の禁止

受託者は、市から貸与された資料、又は本業務の実施にあたって作成した資料（以下「資料等」という。）を、市が指示した目的以外に使用してはならない。

また、受託者は資料等を第三者に提供し、又は使用させてはならない。

(7) 複写又は複製の禁止

受託者は、本業務の遂行上作成した資料等の全部又は一部を市の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(8) 提出書類

受託者は、本業務の遂行に関し、次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、市に承認された事項を変更しようとするときは、その都度、市の承認を受けることとする。

ア 着手届

イ 業務完了報告書

ウ 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(9) 成果品の検査及び引渡し

受託者は、本業務完了後、速やかに業務完了報告書に次に規定する成果物を添えて委託業務の成果を報告し、市の検査を受けるものとする。

ア 業務実績報告書 1部

イ 企業PR動画及びサムネイル

企業PR動画 9社分（9社は、令和7年度新規認証企業9社とする）

1社あたり動画（2分以内）、サムネイル 各1本

なお、動画及びサムネイルのデータは、DVDに格納とするが、委託期間中の確認の際には、電子データでのやり取りとする。

(10) 業務遂行に係る監査

受託者は、市から指示があったときは、業務遂行の適正性について、市の指定する者の監査を受けなければならない。

この場合において、市は受託者に対し、事前にその監査の実施時期及び場所並びに監査をする者として指定した者の氏名等を明示するものとする。

6 業務仕様

受託者は、企業PR動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

なお、各工程において、受託者は適宜市の確認を受けることとする。

(1) 動画の仕様等

動画は、1本あたり2分以内とし、9社分制作する。

サムネイルについても、各社1本、9社分制作する。

動画の規格は以下のとおりとすること。

・解像度：1080pまたは4K

・動画ファイル形式：mp4、mov

なお、上記以外の仕様については、企業における動画の用途を踏まえて選択すること。

(2) 取材

企業と日程調整のうえ、内容を協議する。なお、各企業とも、最低1回は事業所を訪問し、対面での打合せを行うこと。

(3) シナリオ作成

「1 業務の目的」及び「3 動画制作のコンセプト」等を踏まえ、シナリオを作成する。

(4) 撮影

企業と調整のうえ、撮影を行う。

(5) 動画編集

編集にあたってはYoutube配信に適した映像、音声、テロップとなるよう配慮する。また、企業の機密情報等が映っていないか、十分な確認を行うこと。

(6) その他

動画等の制作にあたり、著作権上の問題が生じる場合には、市に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理すること。

7 特記事項

(1) 著作権等

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は全て本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。

(2) 再委託

業務の一部を第三者へ再委託する必要がある場合は、事前に再委託先、金額、業務体制などを発注者に協議し、承認を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

8 緊急時の連絡体制

受託者は、事業の実施にあたり、緊急の事態が発生した場合における連絡体制を整備し、連絡体制を図示した書面（以下「連絡体制図」という。）を市に提出すること。

市は、事業実施にあたり緊急の事態が発生したことを知ったときは、連絡体制図に従い、直ちに受託者に連絡するものとする。

以上